

保 護 者 様

尾張旭市立本地原小学校
校長 長谷川 環

登校届の提出について

お子さんが下記の感染症に罹患された際、学校保健安全法に基づき、他の児童生徒への感染拡大防止措置として、出席停止となります。

病気が治癒し感染のおそれがなくなりましたら、登校が可能となります。その際には、医師から登校可能な期日を確認の上、キリトリセン以下の「登校届」（保護者が記入）を持参し、担任へ提出してください。

主な感染症は下記のとおりです。なお、出席停止基準は、裏面をご参照ください。

記

感染症名：インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・百日咳・麻しん・

流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎等

.....キリトリセン.....

登 校 届

児童生徒名 _____ 年 組 _____

感 染 症 名 _____

期 間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日

* 受診した医療機関 _____ の指示により、病状が回復し、感染するおそれがなくなりましたので _____ 年 月 日より登校します。

年 月 日 保護者氏名 _____

学校における主な感染症（第二種・第三種感染症）と出席停止基準

	病名	出席停止期間の基準 (ただし、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない)
第二種感染症	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医そのほかの医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医そのほかの医師において感染のおそれがないと認められるまで